

平成30年度 栃木労基署管内新『安全宣言』運動

栃木労働基準監督署
一般社団法人 栃木労働基準協会
一般社団法人 佐野労働基準協会

I. 趣旨

栃木労働基準監督署では、平成24年度から継続して「栃木労基署管内『安全宣言』運動！」を展開し、各種講座やセミナー、研修等を実施し管内事業場の安全衛生水準の向上を図ってきたところである。

しかしながら、平成29年における休業4日以上の労働災害発生件数は、暫定値で、平成29年2月末現在で523件であり、本年度が最終年度となっている「第12次労働災害防止計画」の目標（平成24年と比較して平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者の数の15%以上減少）は達成しなかった。

2018年度を初年度とする5年間を対象とした「第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）」について、厚生労働省が定めた主な目標は、2022年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少させること及び死傷災害を5%以上減少させること（2017年比）等であるが、13次防の目標を達成するには、経営トップの決意表明と強いリーダーシップのもと、安全衛生管理体制を確立し、基本的な安全対策の徹底や労働者の健康確保などを行うことが重要であり、労使その他全ての関係者が、互いに協力し合うことが必要である。

このような状況を踏まえ、13次防に向けた新たな取組を行う必要もあり、平成29年度まで展開してきた『安全宣言』運動！をさらに成果の上がるものとするため、その内容を一新して、経営トップが表明する安全衛生方針に基づく関係者の意志統一及び安全衛生対策の実施により、労働災害を大幅に減少させることを目標とした「平成30年度栃木労基署管内新『安全宣言』運動」を管内全域で展開する。

II. 実施期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日【1年間】

III. 主唱者

栃木労働基準監督署

IV. 主催者

一般社団法人 栃木労働基準協会
一般社団法人 佐野労働基準協会

V. 後援者

建設業労働災害防止協会栃木県支部下都賀分会
建設業労働災害防止協会栃木県支部安蘇分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部栃木分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部小山分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部下野分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部佐野分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部安蘇分会
林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部下都賀分会
林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部佐野分会
栃木地区プレス災害防止協議会
佐野プレス災害防止協議会
栃木監督署管内ゴルフ場労働災害防止協議会
佐野地区ゴルフ場労働安全協議会
栃木監督署管内建設業職方別災害防止協議会
葛生地区窯業安全研究会
一般社団法人佐野工業団地総合管理協会
栃木地区安全管理者研究会
小山地区安全管理者研究会
栃木・小山地区安全管理者研究会食料品部会
栃木地区THP推進協議会
佐野地区THP推進協議会
栃木地域産業保健センター
佐野地域産業保健センター

VI. 実施者

管内全事業場

VII. 実施事項

1. 「安全衛生方針」の表明

経営トップは、別添「策定例」を参考にして、全社的な労働災害防止に向けた決意（人命尊重、安全第一等の基本理念）及び「安全衛生方針」を表明のうえ、全ての労働者が安全衛生活動を理解し積極的に取り組む環境の整備に努めることとします。

2. 「四大標語」の選出

安全標語・労働衛生標語・転倒災害防止標語・熱中症対策標語を「四大標語」とします。

主催者は、「四大標語」を募集して、特に優秀な作品を選出の上表彰します。

3. 栃木労基署管内新『安全宣言』運動のポスター、看板等の掲示

主催者は、管内全域に周知啓発のための年間周知ポスターを作成します。

後援者は、参加会員の活動を推進するための看板、のぼり旗等を作成するとともに、会報等への掲載により当該運動の周知を図ります。

4. 栃木労基署管内労働災害防止団体等連絡会議の開催

年1回定期的に同会議を開催するとともに、労働災害の急増等の事態が発生した場合は、緊急に同会議を開催して、解決すべき問題等について速やかに対応します。

5. 「地区産業安全衛生大会」の開催

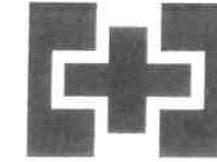
主催者は、平成30年11月に栃木地区及び佐野地区において産業安全衛生大会を開催し、「栃木労基署管内新『安全宣言』運動！」の一層の推進を図ります。

6. 「中小企業無災害記録授与制度」の周知

主催者は、協会会報及びあらゆる行事等において、同制度に係る周知を図り、授与される中小企業の増加を図ります。

新「安全宣言」運動！

策定例（全産業）



策定日 平成 年 月 日
掲示日 平成 年 月 日

安全衛生方針

私は、経営トップとして「新安全宣言運動！」に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定めて、働く人の安全と健康を確保します。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては、適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社〇〇〇〇

代表者 代表取締役 〇〇〇〇

↑
自筆で署名しましょう。